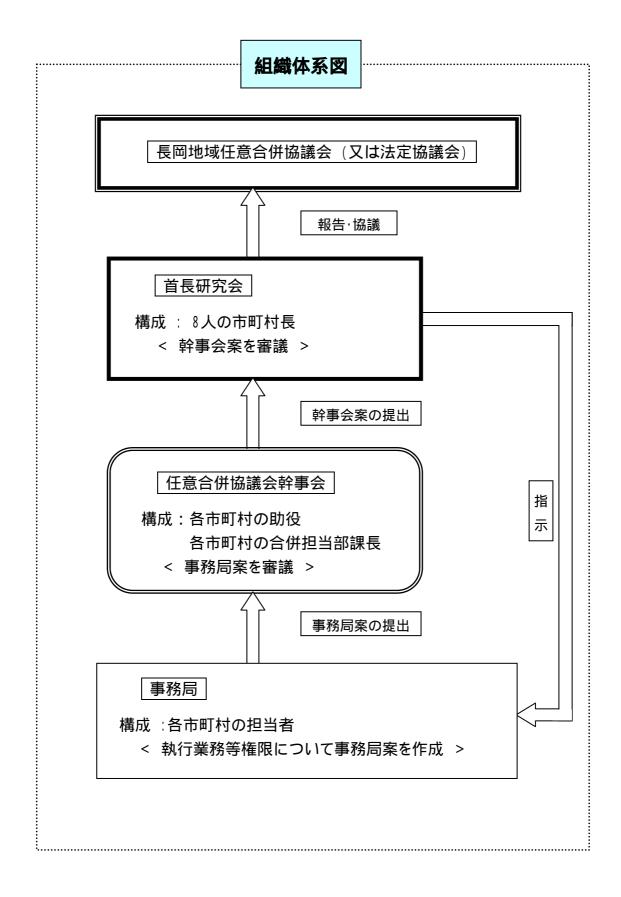
議題(2)地域自治について

• 資料 1	「地域自治」研究会組織図・・・・・・・・	P 8
• 資料 2	合併特例法による地域審議会の位置づけ	
		P 9

議題(2) 資料1「地域自治」研究会組織図

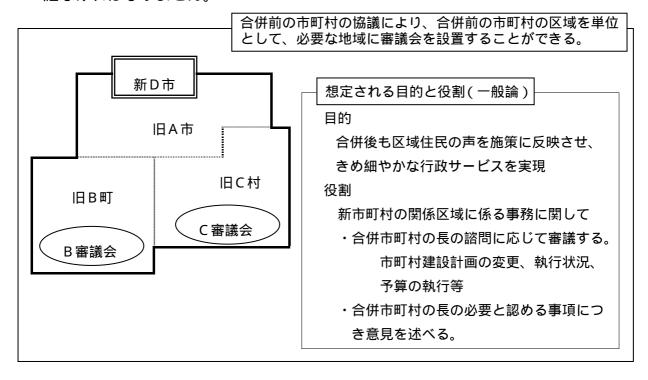


資料 2 合併特例法による地域審議会の位置づけ

合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映できにくくなるという意見があり、このことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに応じて、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成11年の法改正により地域審議会制度が設けられました。

地域審議会は、合併関係市町村(旧市町村)の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べることができる、合併市町村の附属機関です。したがって、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

また、地域審議会は、条例により設置することになりますが、その設置にあたっては、 合併前に合併関係市町村の協議により定めるものとし、合併関係市町村の議会の議決を 経なければなりません。



地域審議会の設置は、必ず置かなければならないものでもなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもありません。また、地域審議会は特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議において期限を定めて設置されることとされていますが、期限を定めるにあたっては市町村建設計画の期間(例えば10年)なども考慮されることが必要です。